

## 金沢都市計画高度地区の決定（金沢市決定）

都市計画高度地区を次のように決定する。

種類	面積	建築物の高さの最高限度	備考
8 m高度地区	約 7.6ha	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最高限度は8 m以下とする。	
10 m高度地区	約 20 ha	建築物の高さの最高限度は10 m以下とする。	
12 m高度地区	約 155 ha	建築物の高さの最高限度は12 m以下とする。	
15 m高度地区	約 2,050 ha	建築物の高さの最高限度は15 m以下とする。	
18 m高度地区	約 749 ha	建築物の高さの最高限度は18 m以下とする。	
20 m高度地区	約 769 ha	建築物の高さの最高限度は20 m以下とする。	
31 m高度地区	約 56 ha	建築物の高さの最高限度は31 m以下とする。	
45 m高度地区	約 24 ha	建築物の高さの最高限度は45 m以下とする。	
60 m高度地区	約 44 ha	建築物の高さの最高限度は60 m以下とする。	
合計	約 3,875 ha		

ただし	<p>1 適用除外</p> <p>(1) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物がこの規定に適合しない部分を有する場合において、当該建築物（以下「既存不適格建築物」という。）はこの限りではない。</p> <p>(2) 前号の規定は、当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物又は建築物の敷地については適用しない。</p> <p>(3) 既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合はこの限りではない。</p> <p>(4) 既存不適格建築物の高度地区で規定する高さの最高限度の範囲内で行う増築はこの限りではない。</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められた一団地の官公庁施設及び一団地の住宅施設に係る建築物は、この限りではない。</p> <p>2 制限の緩和</p> <p>建築物の高さの最高限度について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>3 許可による特例</p> <p>次の一に該当する建築物で、周囲の環境上支障がないと認めて市長が許可したものは、この制限を適用しないことができる。</p> <p>(1) 既存不適格建築物の同一敷地で再度新築される建築物のうち、従前の建築物の高さを超えない範囲で、敷地形状からやむを得ないと認められるもの。</p> <p>(2) 公益上必要な建築物で、やむを得ないと認められるもの。</p> <p>(3) その他、市街地環境の向上に寄与するものと認められるもの。</p>
-----	---

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

良好な居住環境の保全及び優れた都市景観の形成を図るため、最高限度高度地区を決定する。

高度地区指定（案）

